カネボウ株式会社等に対する支援決定について

平成 16 年 5 月 31 日
株式会社産業再生機構

株式会社産業再生機構（以下「機構」という。）は、下記の対象事業者について、平成 16 年 3 月 10 日に行った株式会社産業再生機構法（平成 15 年法律第 27 号。以下「法」という。）第 22 条第 3 項に規定する支援決定（以下「旧支援決定」という。）を撤回するとともに、本日、改めて、同条同項に規定する支援決定（以下「新支援決定」という。）を行いました。

１．旧支援決定及び新支援決定における対象事業者の氏名又は名称
　　カネボウ株式会社及び同グループ 34 社（別紙１）

２．旧支援決定及び新支援決定において対象事業者と連名で再生支援の申込みをした金融機関等の名称
　　株式会社三井住友銀行

３．旧支援決定撤回の理由及び新支援についての機構の考え方

カネボウ株式会社（以下「カネボウ」という。）を中心とする対象事業者（以下「カネボウグループ」という。）は、多角化という名の下での過度な事業展開や不採算事業からの撤退の遅れなどにより、過剰債務を抱えていました。平成 16 年 3 月期決算も、不採算事業からの撤退費用、資産の処分や再評価に伴う特別損失により、3,553 億円の債務超過に陥っています。

しかし、カネボウグループでは、117 年という長期にわたる経営活動の中で優れた商品開発力や技術が培われており、「カネボウ」というブランド価値とともに数多くの取引先・ユーザーに支持されています。このため、散漫となった事業ポートフォリオの「選択と集中」を行うことで事業再生の可能性は高く、少なくない日本企業が陥っている「戦略なき多角化による失敗」に対する指針を示すという意味において、産業再生機構が取り組む意義は大きいと考えています。具体的には、過去において主力であった繊維部門など産業財から、ホームプロダクツ部門や薬品部門など消費財中心の事業ポートフォリオへの転換を行い、同時に抜本的なバランスシートのスリム化を行うことで資産効率の向上を目指すことを計画しています。

なお、カネボウグループは、平成 16 年 3 月 10 日、化粧品部門の営業譲渡を骨子とした事業再生計画（以下「旧事業再生計画」という。）を作成・提出して支援を申請し、産業再生機構は、これについて旧支援決定を行ってお

りましたが、今般新たに提出された事業再生計画（以下「新事業再生計画」という。）は、旧事業再生計画と大幅に内容が異なるため、旧支援決定を撤回し、本日、改めて、新事業再生計画に基づく支援申請に対し、新支援決定を行うこととしたものです。

３．新計画の概要：　別紙２のとおり

４．主務大臣の意見

内閣総理大臣：意見なし

財務大臣：意見なし

経済産業大臣：

「１.産業再生機構は、事業再生計画の的確な遂行を図るため、本件支援対象事業者が、国内及び国外の雇用や関連下請企業、地域経済への影響に配慮し、事業再生計画の実施に当たり生じる無用の混乱を回避するよう指導されたい。

２．産業再生機構は、事業再生計画の的確な遂行を図るため、本件支援対象事業者及びその関連事業者がその有する事業債務の確実な履行に努めるよう指導されたい。

３．産業再生機構は、上記を踏まえた上で、既に営業譲渡された化粧品事業を含め、できるだけ早期に民間による自律的再生が進展するよう措置されたい。　」

５．事業所管大臣の意見

厚生労働大臣：意見なし

農林水産大臣：意見なし

経済産業大臣：

「１.産業再生機構は、事業再生計画の的確な遂行を図るため、本件支援対象事業者が、国内及び国外の雇用や関連下請企業、地域経済への影響に配慮し、事業再生計画の実施に当たり生じる無用の混乱を回避するよう指導されたい。

２．産業再生機構は、事業再生計画の的確な遂行を図るため、本件支援対象事業者及びその関連事業者がその有する事業債務の確実な履行に努めるよう指導されたい。

３．我が国繊維産業の在り方に大きな影響を及ぼすこともあり得るため、産業再生機構は、本件支援対象事業者が合繊事業の売却等を行う際には事業所管大臣と十分な意思疎通を図るよう指導されたい。

４．産業再生機構は、上記を踏まえた上で、既に営業譲渡された化粧品事業を含め、できるだけ早期に民間による自律的再生が進展するよう措置されたい。　」

６．新支援決定に係る買取申込み等期間：

平成１６年５月３１日から平成１６年７月３０日まで（機構必着）

７．新支援決定に係る一時停止要請

法第 24 条第 1 項に基づき、「関係金融機関等」に対して、上記６に記載する買取申込み等期間の満了するまでの間、対象事業者に対し債権の回収その他債権者としての権利行使を行わないよう要請いたしました。

８．新支援決定に係る一般の債権の取扱

今回の新支援決定が金融機関以外の一般の事業者等が有する債権に特段の影響を与えることはありません。

【お問合せ先】

〒100-0005　東京都千代田区丸の内 3-3-1　新東京ビル９階
株式会社産業再生機構　　企画調整室
電話番号　　03-6212-6437

（別紙１）

カネボウ株式会社及び同グループ３４社

カネボウ株式会社
カネボウ化粧品北海道販売株式会社
カネボウ化粧品東北販売株式会社
カネボウ化粧品関越販売株式会社
カネボウ化粧品東関東販売株式会社
カネボウ化粧品東京販売株式会社
カネボウ化粧品南関東販売株式会社
カネボウ化粧品中日本販売株式会社
カネボウ化粧品関西販売株式会社
カネボウ化粧品中四国販売株式会社
カネボウ化粧品九州販売株式会社
カネボウセモア株式会社
カネボウ薬品株式会社
カネボウ繊維株式会社
カネボウストッキング株式会社
株式会社カネボウファッション研究所
カネボウフーズ株式会社
カネボウフーズ北海道販売株式会社
カネボウフーズ東北販売株式会社
カネボウフーズ販売株式会社
カネボウフーズ名古屋販売株式会社
カネボウフーズ大阪販売株式会社
カネボウフーズ広島販売株式会社
カネボウフーズ九州販売株式会社
カネボウレインボーハット株式会社
株式会社エルビー　（埼玉）
株式会社エルビー　（名古屋）
カネボウ物流株式会社
株式会社ショップエンドショップス
カネボウ化成株式会社
カネボウベルタッチ株式会社
カネボウ不動産株式会社
カネボウホリデイ株式会社
カネボウ興産株式会社
ベルファイナンス株式会社